

(写)

龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第25号

龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（令和3年龍ヶ崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 龍ヶ崎市こども発達センターつぼみ園（以下「つぼみ園」という。）の事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関すること。</p> <p>(4) 省 略</p> <p>(開園時間及び休園日)</p> <p>第5条 つぼみ園の開園時間及び休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変更し、又は臨時に開園し、若しくは休園することができる。</p> <p>(1) 開園時間 <u>午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2) 省 略</p> <p>(利用者負担額等)</p> <p>第9条 省 略</p> <p>2 市長は、前項の利用者負担額のほか、利用児童の保護者から、児童</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 龍ヶ崎市こども発達センターつぼみ園（以下「つぼみ園」という。）の事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関すること。</p> <p>(4) 省 略</p> <p>(開園時間及び休園日)</p> <p>第5条 つぼみ園の開園時間及び休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変更し、又は臨時に開園し、若しくは休園することができる。</p> <p>(1) 開園時間 <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> <p>(2) 省 略</p> <p>(利用者負担額等)</p> <p>第9条 省 略</p> <p>2 市長は、前項の利用者負担額のほか、利用児童の保護者から、児童</p>

福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の2各号に規定する費用を徴収することができる。

福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の2第1号又は第3号に規定する費用を徴収することができる。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第9条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。